一　地域再生計画の作成主体の名称　高知県
二　地域再生計画の名称　高知県地域地方活力向上地域特定業務施設整備促進事業
三　地域再生計画の区域の範囲　高知県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例（四の五⑥）

平成二十七年十一月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**○内閣府告示第四百十九号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年十一月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十一月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　長崎県
二　地域再生計画の名称　長崎県地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　長崎県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例（四の五⑥）

**○内閣府告示第四百二十号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年十一月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十一月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　熊本県
二　地域再生計画の名称　くまもと地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　熊本県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例（四の五⑥）

**○内閣府告示第四百二十一号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第百五号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十七年十一月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十一月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　長岡市
二　地域再生計画の名称　「復興から地方創生に向けた活気ある地域づくり」～中山間地域の再生モデルとして、東北の復興に貢献～
三　地域再生計画の区域の範囲　長岡市の区域の一部（山古志地域、小国地域、栃尾地域及び川口地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生戦略交付金（四の六）

**○内閣府告示第四百二十二号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第三十号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十七年十一月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十一月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　人吉市
二　地域再生計画の名称　地域資源を活かした人吉ハラール促進区を実現するための地域再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　人吉市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　特定地域再生事業費補助金（四の六）、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（四の六）、訪日旅行促進事業（四の六）及び地域再生戦略交付金（四の六）

**○内閣府告示第四百二十三号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第二百七号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十七年十一月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十一月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　東京都、横浜市及び川崎市
二　地域再生計画の名称　国際コンテナ戦略港湾京浜港を活用した地域再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　東京都中央区、港区、江東区、品川区及び大田区並びに横浜市及び川崎市の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生支援利子補給金（四の五②）

**○総務省告示第四百九号**

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十八号）の施行に伴い、平成十五年総務省告示第二百三号（民間事業者による信書の送達に関する法律第四十七条第一項第一号の爆発性、発火性その他の危険性のある物を指定する件）の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十七年十二月一日から施行する。

平成二十七年十一月二十七日

総務大臣　山本　早苗

「第四十七条」を「第四十八条」に改める。

**○総務省告示第四百十号**

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十八号）の施行に伴い、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律九十九号）第三十三条第三項の規定による標準信書便約款を次のように定め、平成二十七年十二月一日から施行する。

平成二十七年十一月二十七日

総務大臣　山本　早苗

## 一般貨物自動車運送事業者用標準信書便約款

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　信書便物の引受け（第四条―第十六条）
第三章　信書便物の配達（第十七条―第二十四条）
第四章　指図（第二十五条・第二十六条）
第五章　事故（第二十七条―第二十九条）
第六章　責任（第三十条―第三十九条）

### 第一章　総則

（適用範囲）

**第一条**　この約款は、当社が民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号。以下「信書便法」といいます。）及び貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）に基づき、特定信書便事業及び一般貨物自動車運送事業として行う信書便物の送達に適用されます。

2　この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。

（役務の名称及び内容）

**第二条**　当社が提供する特定信書便役務は、次の各号に掲げる役務の名称（括弧内に記載する名称をいいます。）及び当該各号に定める役務の内容とします。

一　信書便法第二条第七項第一号の役務（　　）　長さ、幅及び厚さの合計が七十三センチメートルを超え、又は重量が四キログラムを超える信書便物を送達する役務

二　信書便法第二条第七項第二号の役務（　　）　信書便物が差し出された時から三時間以内に当該信書便物を送達する役務

三　信書便法第二条第七項第三号の役務（　　）　その料金の額が八百円を下回らない範囲において民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第二十七号）で定める額を超える信書便物を送達する役務